

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
長岡市	与板地区（槇原、上与板、本与板、黒川）	令和3年3月29日	令和3年3月29日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	613.41ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	526.82ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	309.74ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	242.98ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	7.81ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	274.ha
（備考）与板地区においては、平場において圃場整備済みであり、担い手への農地の集積が進んでいる地区である。また、農地の引き受け意向の高い地区である。	

※1④の数値については、アンケート結果に基づく今後の規模拡大面積の合計

### 2 対象地区の課題

与板地区全体では、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積（274ha）が、65才以上で後継者未定の農業者の耕作面積（242ha）よりも多いが、本与板集落においては、3 h a 引き受ける意向のある耕作面積のほうが少ない。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

槇原：今後規模拡大を希望する担い手や、中心経営体である認定農業者を中心に対応していく。

上与板：中心経営体である認定農業者を中心に集約を行い、今後も継続的な話し合いにより受け手の調整を進める。また、他集落からの入作者との調整をはかっていく。

本与板：今後規模拡大を希望する担い手や、中心経営体である認定農業者を中心に対応していく。

黒川：中心経営体である認定農業者を中心に担い、後継者や地域の担い手の育成を進めていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。